

第4章

計画の目標値等

第4章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育^{※1}及び地域子ども・子育て支援事業^{※2}の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

※1 教育・保育

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

※2 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など

【子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針から関係部分を整理】

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて認定区分または地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能。

子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実態を踏まえ、区域設定に当たっては、次の視点により検討しました。

- （1） 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- （2） 現在の教育・保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に施設を整備できること。
- （3） 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること。
- （4） 今後の待機児童数等の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすいこと。
- （5） 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。

本市では、教育・保育提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢毎に「量の見込み」及びそれに対する「提供体制の確保方策」を策定しました。

なお、国の「待機児童解消加速化プラン」において、平成 29 年度（2017 年度）を目標年次として設定し、待機児童の解消を図ることとされており、本市においても計画の中間年次にあたる平成 29 年度（2017 年度）を目標年次として設定します。

教育・保育		設定 区域数
教育（1号認定）		2
保育（2号・3号認定）		3

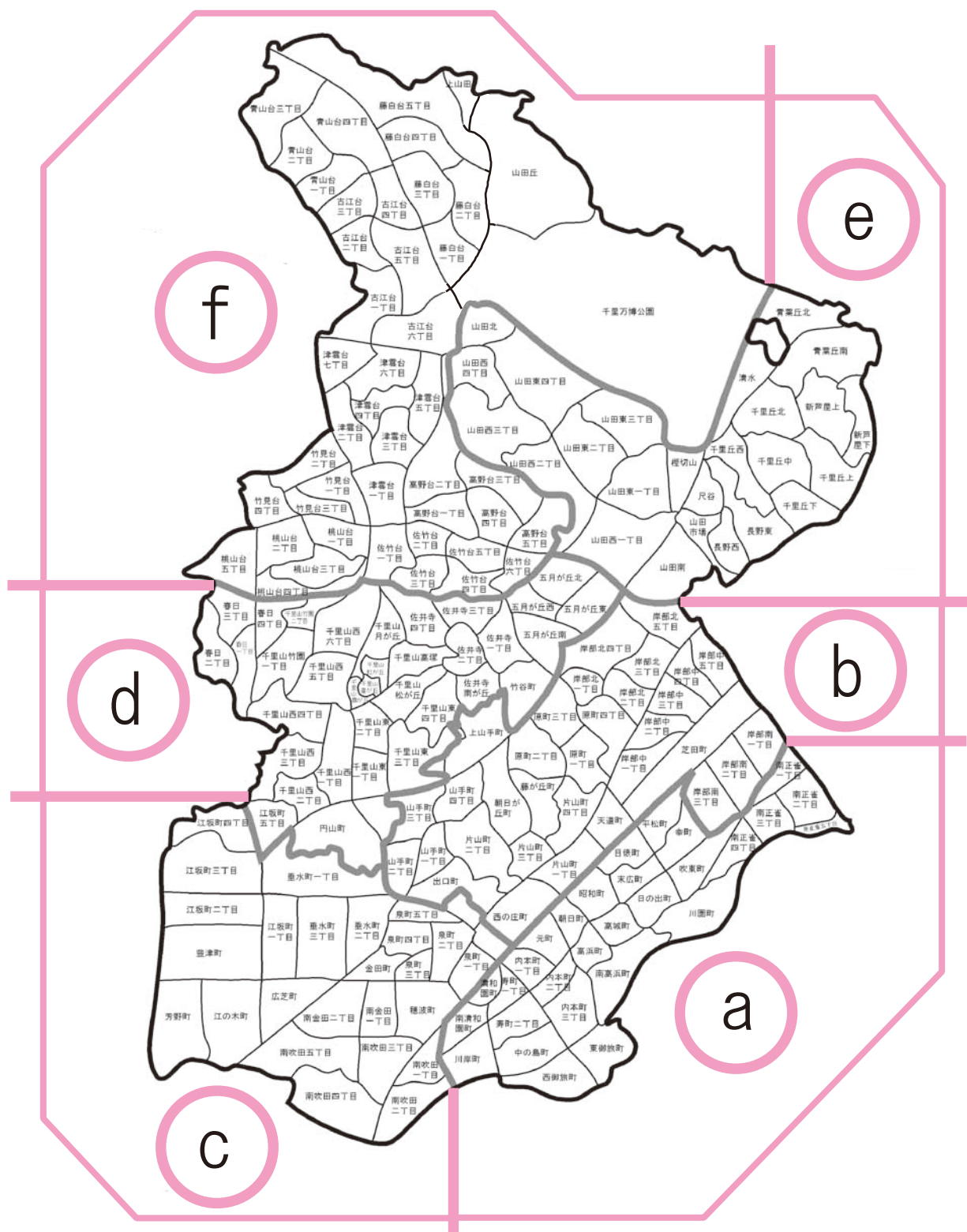
地域子ども・子育て支援事業		設定 区域数
国事業名称	吹田市事業名称	
利用者支援事業	利用者支援事業	3
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業 子育て広場助成事業 子育て支援活動事業 のびのび子育てプラザ事業	6
妊婦健康診査	妊婦・乳児一般・乳児後期健診事業	1
乳児家庭全戸訪問事業	子ども見守り家庭訪問事業	1
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業	1
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	1
一時預かり事業	一時預かり事業 一時預かり助成事業 公立幼稚園預かり保育モデル事業	6
延長保育事業	時間延長保育事業	3
病児保育事業	病児・病後児保育事業（委託）	3
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	留守家庭児童育成室事業	36

区域数	ブロック名	地域
1 区域	ー	吹田市全域
2 区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域
3 区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域
6 区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域
36 区域	ー	小学校区



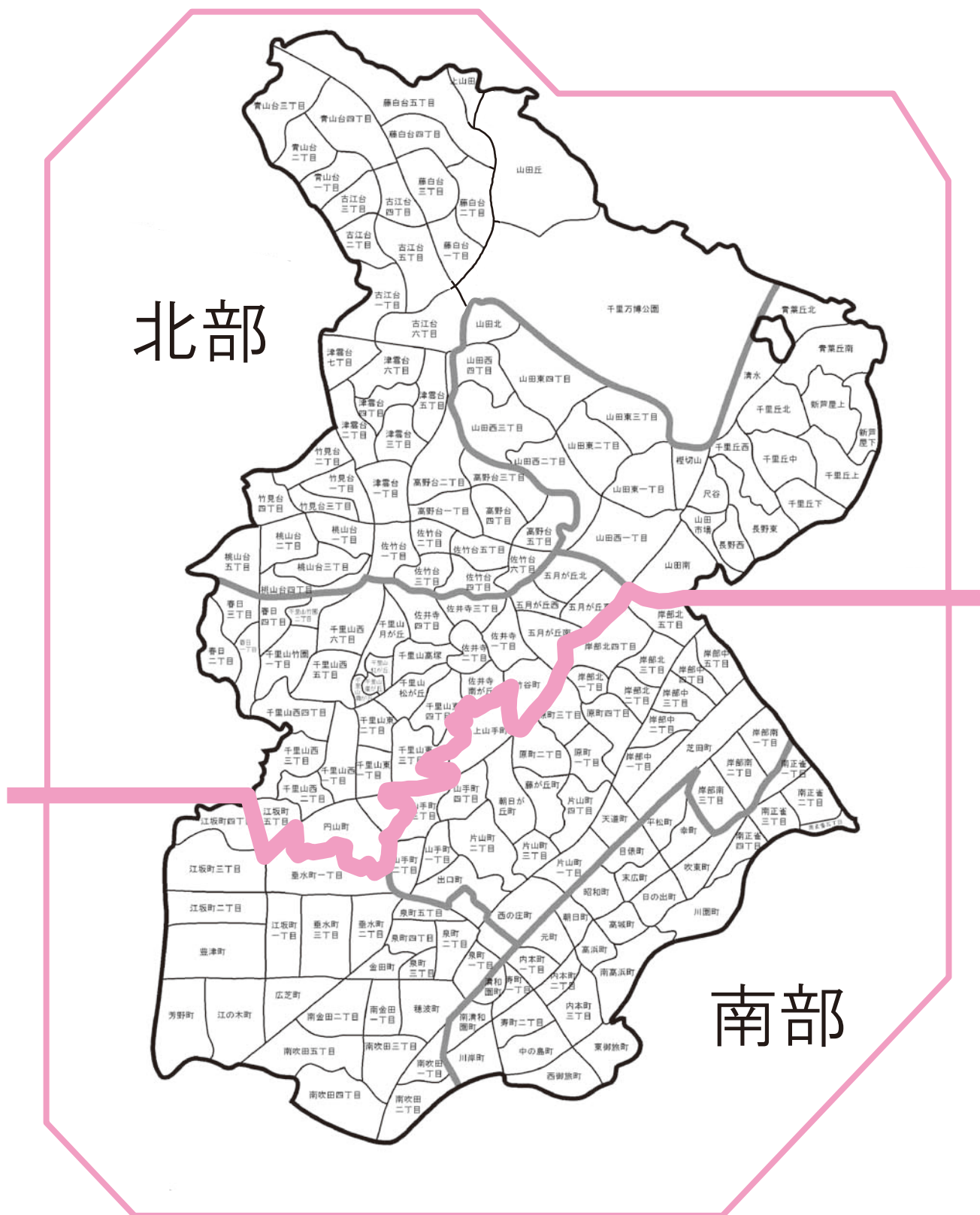
教育・保育提供区域図（6区域）

6 区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域



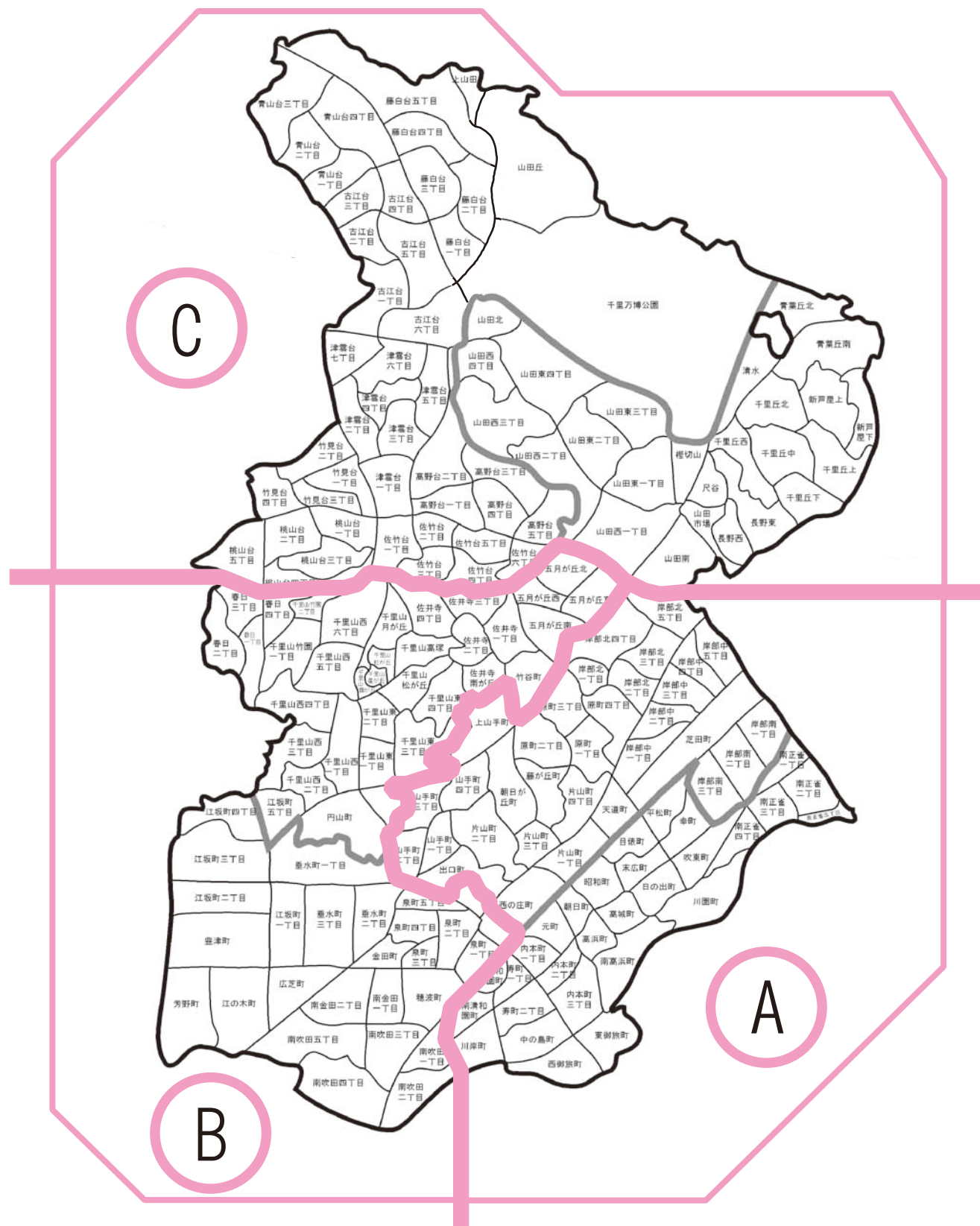
教育（１号認定）（２区域）

２区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域



保育（2号・3号認定）（3区域）

3 区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域



2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出

＜算出にあたり必要としたデータ＞

- ① 平成 27 年度～平成 31 年度までの 0 歳～11 歳までの推計人口
- ② アンケート集計結果内の保護者の就労状況と就労意向に関する質問
- ③ アンケート集計結果内の教育・保育の事業の利用状況及び利用希望に関する質問

（１）平成 27 年度～平成 31 年度までの 0 歳～11 歳の推計人口

推計人口については、平成 20 年度から平成 24 年度までの人口をもとに、コーホート変化率法を用いて算出しました。

コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎直近の過去と近い将来に急激な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

（２）アンケート集計結果内の保護者の就労状況と就労意向に関する質問

（家族類型の算出）

保護者の就労状況を以下の 8 タイプに分け、教育・保育等の事業分類のための割合を算出します。

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月 120 時間以上＋64～120 時間 ※0～2 歳で教育・保育の事業を希望している者 ※3～5 歳で、タイプ C' 以外の者
C'	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月 64 時間未満＋64～120 時間 ※0～2 歳で、タイプ C 以外の者 ※3～5 歳で、平日の教育・保育の事業利用者のうち、保育所と認定こども園の利用を希望しない者
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム ※就労時間 双方が 120 時間以上＋64～120 時間 ※0～2 歳で教育・保育の事業を希望している者 ※3～5 歳のうち、タイプ E' 以外の者
E'	パートタイム×パートタイム ※就労時間 いずれかが月 64 時間未満＋64～120 時間 ※0～2 歳で、タイプ E 以外の者 ※3～5 歳で、平日の教育・保育の事業利用者のうち、保育所と認定こども園の利用を希望しない者
F	就労なし×就労なし

ア 分類表

母親 父親		フルタイム	パート・アルバイト			就労なし
			120h 以上	64～120h 未満	64h 未満	
フルタイム		タイプ B	タイプ C		タイプ C'	タイプ D
パート・アルバイト	120h 以上	タイプ C	タイプ E		タイプ E'	
	64～120h 未満					
	64h 未満	タイプ C'				
就労なし		タイプ D				タイプ F

イ タイプ別による教育・保育の事業の分類

家庭類型	家族類型に関連する事業の分類
・タイプ C'	1. 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
・タイプ D	
・タイプ E'	
・タイプ F	
・タイプ A	2. 保育認定② (認定こども園および保育所) 3. 保育認定③ (認定こども園及び保育所＋小規模保育)
・タイプ B	
・タイプ C	
・タイプ E	
 ※ただし現在幼稚園利用	 2. 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

(3) アンケート集計結果内の教育・保育の事業の利用状況及び利用希望に関する質問

(利用意向率)

アンケートの質問をもとにそれぞれの教育・保育等の事業において、全体のどのくらい希望をしているのかの割合を算出します。

各事業の割合は、国の「手引き」に記載しています。

(4) 「量の見込み」の算出

<計算方法>

$$\underbrace{\text{推計人口} \times \text{家族類型の割合}}_{\text{将来の教育・保育の対象人数}} \times \underbrace{\text{利用意向率}}_{\text{利用を希望する人の割合}} = \text{量の見込み}$$

量の見込みを算出した事業は、以下のとおりです。

ア 教育・保育

- (ア) 0歳家庭の「3号認定」(認定こども園及び保育所＋小規模保育)
- (イ) 1歳・2歳家庭の「3号認定」(認定こども園及び保育所＋小規模保育)
- (ウ) 3歳以降の「1号認定」(認定こども園及び幼稚園)
- (エ) 3歳以降の「2号認定」(幼稚園希望)
- (オ) 3歳以降の「2号認定」(認定こども園及び保育所)

イ 地域子ども・子育て支援事業

- (ア) 地域子育て支援拠点事業 (イ) 子育て短期支援事業
- (ウ) ファミリー・サポート・センター事業
- (エ) 一時預かり事業(1号認定による利用、2号認定による利用、その他)
- (オ) 延長保育事業 (カ) 病児保育事業
- (キ) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

上記以外の事業は、児童数の推計、実績等により「量の見込み」を算出しました。

なお、アンケート調査結果の概要については、94ページを参照してください。

(5) 0歳児に係る「量の見込み」の補正

0歳児の保育の「量の見込み」は意向を含んでの集計結果であるため、吹田市内の有業者のうち育児休業取得割合を算出し、保育所の産後の受入れ月齢により市内保育所の平均的な受け入れ可能月齢で補正を行いました。



3. 教育・保育の現状と確保方策

(1) 認定区分ごとの区域設定について

ア 1号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳以上、教育標準時間設定 (イ) 幼稚園等での教育を希望される場合 (ウ) 利用先は、幼稚園、認定こども園※
提供区域	2区域
理由	保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要がありますが、私立幼稚園においてはスクールバスの運行による広域的な受け入れが一般的です。このため南北2区域に設定します。

※ 「認定こども園」とは、幼稚園と保育所の良いところを活かし、教育・保育を一体的に行う施設です。「認定こども園」への移行を希望する幼稚園・保育所がある場合には柔軟な認可手続きの仕組みが予定されています。

イ 2号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳以上、保育認定 (イ) 「保育の必要性に係る事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。待機児童が集中する地域に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためにある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※ 「保育の必要性に係る事由」（子ども・子育て支援法施行規則）

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合（本市では、発達支援が該当）

ウ 3号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳未満、保育認定 (イ) 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育事業※
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。待機児童が集中する地区に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためにある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※ 「地域型保育事業」とは、新制度で新たに市町村の認可事業となった、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業です。吹田市では、「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」を行います。

(2) 教育・保育の現状について

ア 教育における区域別施設状況

区域		幼稚園		合計
		公立	私立	
北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域	9か所	11か所	20か所
南部	JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域	7か所	6か所	13か所
合計		16か所	17か所	33か所

※ 私立幼稚園1か所は現在休園中、平成27年度再開予定。

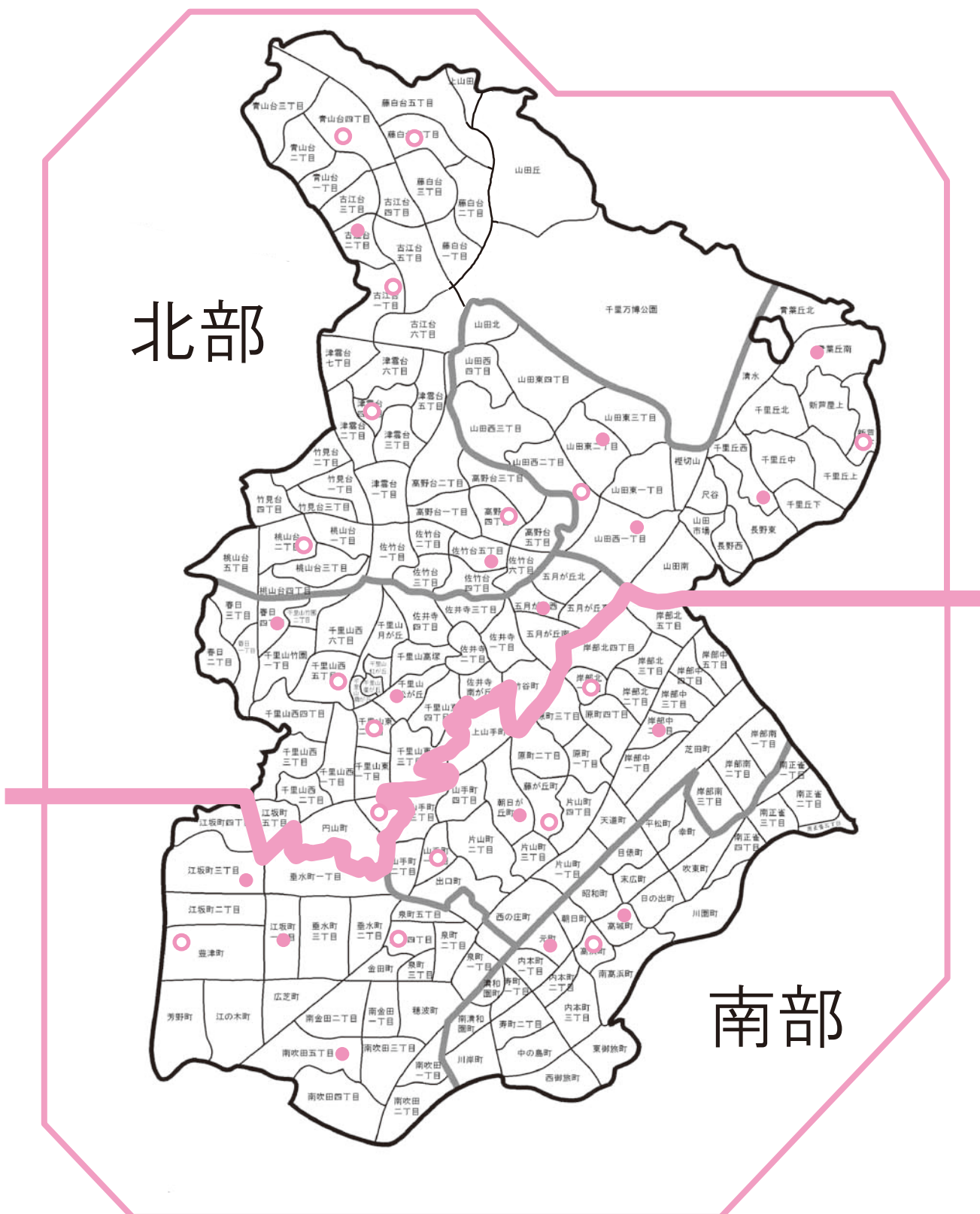
イ 保育における区域別施設状況

区域		保育所		※小規模保育施設予定園	合計
		公立	私立		
A	JR以南地域、片山・岸部地域	7か所	8か所	1か所	16か所
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	5か所	7か所	6か所	18か所
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	6か所	13か所	7か所	26か所
合計		18か所	28か所	14か所	60か所

※ 吹田市保育緊急確保事業補助対象施設のうち、定員6～19人の施設であり、平成27年4月から小規模保育施設として認可予定。

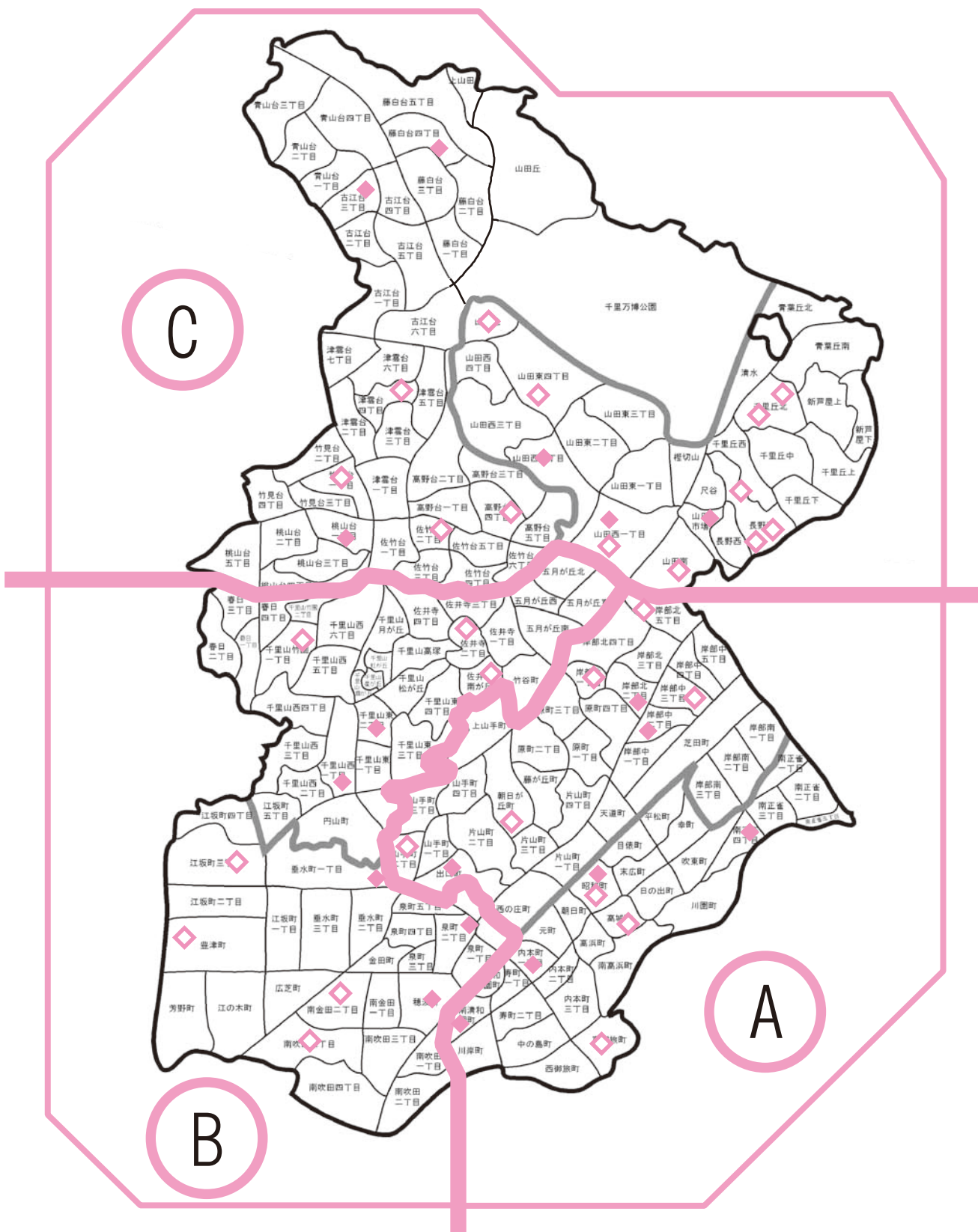
教育における区域別施設状況

● : 公立幼稚園 ○ : 私立幼稚園



保育における区域別施設状況

◆：公立保育所 ◇：私立保育所



(3) 認定区分別・区域別の「量の見込み」

ア 1号認定（教育）

（単位：人）

1号認定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
北部	3,686	3,747	3,767	3,724	3,609
南部	2,297	2,311	2,341	2,300	2,233

イ 2号認定（幼稚園利用希望）

（単位：人）

2号認定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
JR以南地域、 片山・岸部地域	216	220	230	232	225
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	335	322	312	295	285
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	446	463	475	480	465

ウ 2号認定（保育所・認定こども園）

（単位：人）

2号認定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
JR以南地域、 片山・岸部地域	664	683	710	712	689
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,021	982	945	898	871
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,399	1,494	1,542	1,544	1,502

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

（単位：人）

3号認定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
JR以南地域、 片山・岸部地域	716	696	681	668	657
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	977	946	927	910	894
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,347	1,346	1,332	1,308	1,288

(4) 認定区分別・区域別の「量の見込み」と提供量及び不足数（平成26年度末）

ア 1号認定（教育）

（単位：人）

1号認定		北部	南部
①量の見込み			
	3歳児	1,216	790
	4歳児	1,256	752
	5歳児	1,214	755
②提供量			
既存・広域	3歳児	1,259	716
	4歳児	1,831	999
	5歳児	2,202	1,271
不足数 ①-②			
	3歳児	△43	74
	4歳児	△575	△247
	5歳児	△988	△516

イ 2号認定（幼稚園利用希望）

（単位：人）

2号認定		J R以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地 域、千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域
①量の見込み				
	3歳児	66	99	133
	4歳児	62	100	136
	5歳児	88	136	177
②提供量				
既存・広域	3歳児		11	31
	4歳児		18	34
	5歳児		18	34
不足数 ①-②				
	3歳児	66	88	102
	4歳児	62	82	102
	5歳児	88	118	143

ウ 2号認定（保育所・認定こども園）

（単位：人）

2号認定		J R以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地 域、千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域
①量の見込み				
	3 歳児	235	348	478
	4 歳児	209	335	467
	5 歳児	220	338	454
②提供量				
既 存 ・ 広 域	3 歳児	345	256	406
	4 歳児	375	276	457
	5 歳児	392	282	459
不足数 ①-②				
	3 歳児	△110	92	72
	4 歳児	△166	59	10
	5 歳児	△172	56	△5

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

（単位：人）

3号認定		J R以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地 域、千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域
①量の見込み				
	0 歳児	145	208	264
	1 歳児	298	405	553
	2 歳児	273	364	530
②提供量				
既 存 ・ 広 域	0 歳児	141	156	217
	1 歳児	233	265	359
	2 歳児	296	290	430
不足数 ①-②				
	0 歳児	4	52	47
	1 歳児	65	140	194
	2 歳児	△23	74	100

（５）教育・保育の新たな確保方策の必要性について

ア 教育における現状・課題と新たな確保方策

（ア）１号認定（教育）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
北部	千里山・佐井寺地域、 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	３歳児	全ての年齢において、教育の提供量は充足している状況にあります。	充足しており確保方策は不要
		４歳児	また、４歳児については過剰、５歳児については、極めて過剰な状況にあり、公立幼稚園のあり方について、今後検討すべき状況にあります。	
		５歳児		
南部	ＪＲ以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域	３歳児	３歳児の教育の提供量は充足しています。４歳児についてはやや過剰、５歳児は極めて過剰な状況にあります。	充足しており確保方策は不要
		４歳児	年齢により提供量の充足率が不均衡な状況にあり、既存施設の活用による対策の検討が必要と判断します。	
		５歳児	また、公立幼稚園のあり方について、今後検討すべき状況にあります。	

イ 保育における現状・課題と新たな確保方策

（ア）２号認定（幼稚園利用希望）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
Ａ	ＪＲ以南地域、片山・岸部地域	３歳児	全ての区域及び年齢において、提供量は不足している状態にあります。 １号認定における教育の提供量は、充足している状況にあり、実際上の過不足は生じないものと判断します。	①私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ②私立幼稚園における一時預かり事業の拡充 ③公立幼稚園における一時預かり事業の拡充 ④公立幼稚園の認定こども園への移行
		４歳児		
		５歳児		
Ｂ	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	３歳児		
		４歳児		
		５歳児		
Ｃ	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	３歳児		
		４歳児		
		５歳児		

(イ) 2号認定（保育所・認定こども園）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	J R以南地域、片山・岸部地域	3 歳児	全ての年齢において、保育の提供量は充足している状況にあります。	充足しており、確保方策は不要
		4 歳児		
		5 歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	3 歳児	全ての年齢において、保育の提供量がやや不足している状況にあります。また、3 区域において最も施設数が少ない区域となっており、保育所等整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①私立保育所等の整備（2 か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③公立幼稚園の認定こども園への移行
		4 歳児		
		5 歳児		
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	3 歳児	全ての年齢において、保育の提供量がやや不足している状況にあります。大規模なマンション開発等の影響により、3 区域において最も不足数が大きくなっています。 保育所等整備を含めた複合的な対策が必要だと判断します。	①私立保育所等の整備（3 か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③公立幼稚園の認定こども園への移行
		4 歳児		
		5 歳児		

(ウ) 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	J R以南地域、片山・岸部地域	0 歳児	1 歳児のみ保育の提供量が不足している状況にあります。	①私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ②既存施設の認可定員の変更 ③さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業 A 型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1 歳児	既存施設の活用により、提供量不足の解消を図ることが必要と判断します。	
		2 歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	0 歳児	1 歳児の保育の提供量が不足しており、その他の年齢においても、保育の提供量がやや不足している状況にあります。 保育所等整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①私立保育所等の整備（2 か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③既存施設の認可定員の変更 ④さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業 A 型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1 歳児		
		2 歳児		
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	0 歳児	1 歳児の保育の提供量が最も不足しており、その他の年齢においても、保育の提供量がやや不足している状況にあります。大規模なマンション開発等の影響により、3 区域において最も不足数が大きくなっています。保育所等整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①私立保育所等の整備（3 か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③既存施設の認可定員の変更 ④さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業 A 型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1 歳児		
		2 歳児		

(6) 確保方策による教育・保育の提供（確保）量

ア 「量の見込み」については、平成 29 年度の「量の見込み」です。

イ 地域型保育事業は、小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業（B 型を除く）により充足を図ります。

ウ 既存施設は、平成 26 年度以前から教育・保育を提供している幼稚園・保育所・保育緊急確保事業対象施設です。

エ 認定こども園移行施設の定員数については、アンケート調査の回答を基に計上しています。また、創設する私立保育所等の定員は 1 か所 120 人、小規模保育施設の定員は 1 か所 19 人で計上しており、か所数は想定です。

◆ A JR 以南地域、片山・岸部地域

（単位：人）

区域	年度		1 号 認定	2 号認定		3 号 認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
				幼稚園 利用希望	保育所等		
JR 以南地域、 片山・岸部地域	量の見込み		1,396	230	710	681	
	提 供 量	既存施設	1,575		1,112	670	
		広域利用	215				
		平成 27 年度	24		△24	38	○既存保育所 3 か所が認定こども園に移行（1 号認定⇒24 人、2 号認定⇒△24 人） ○小規模保育施設等 2 か所整備（3 号認定⇒38 人）
		平成 28 年度	△320	208		97	○既存幼稚園 3 か所が認定こども園に移行（1 号認定⇒△320 人、2 号認定⇒208 人、3 号認定⇒40 人） ○小規模保育施設等 3 か所整備（3 号認定⇒57 人）
		平成 29 年度	△90	90			○既存幼稚園 2 か所が認定こども園に移行（1 号認定⇒△90 人、2 号認定⇒90 人）
		平成 30 年度					
		平成 31 年度					
		計	△386	298	△24	135	○既存保育所 3 か所が認定こども園に移行（1 号認定⇒24 人、2 号認定△24 人） ○既存幼稚園 5 か所が認定こども園に移行（1 号認定⇒△410 人、2 号認定⇒298 人、3 号認定⇒40 人） ○小規模保育施設等 5 か所整備（3 号認定 95 人）
	不足数		△8	△68	△378	△124	

《確保方策》

平成 29 年度までに、既存保育所 3 か所と既存幼稚園 5 か所を認定こども園に移行し、小規模保育施設等を 5 か所整備することにより、教育・保育の提供（確保）量を確保します。

◆ B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域

(単位：人)

区域	年度		1号 認定	2号認定		3号 認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
				幼稚園 利用希望	保育所等		
豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	量の見込み		1,857	312	945	927	
	提 供 量	既存施設	2,138	47	814	711	
		広域利用	239				
		平成 27 年度				95	○小規模保育施設等 5 か所整備（3号認定⇒95人）
		平成 28 年度	△529	276		121	○既存幼稚園 5 か所が認定こども園に移行（1号認定⇒△529人、2号認定⇒276人、3号定員⇒45人） ○小規模保育施設等 4 か所整備（3号認定⇒76人）
		平成 29 年度	△90	90	189	104	○私立保育所等 2 か所整備（2号認定⇒144人、3号認定⇒96人） ○認可外保育施設 1 か所が認可保育所に移行（2号認定⇒45人、3号認定⇒8人） ○既存幼稚園 2 か所が認定こども園に移行（1号認定⇒△90人、2号認定⇒90人）
		平成 30 年度			28	△8	○認可外保育施設 1 か所が認可保育所に移行（2号認定⇒28人、3号認定⇒△8人）
		平成 31 年度					
		計	△619	366	217	312	○既存幼稚園 7 か所が認定こども園に移行（1号認定△619人、2号認定 366人、3号認定⇒45人） ○私立保育所等 2 か所整備（2号認定⇒144人、3号認定⇒96人）
	不足数		99	△101	△86	△96	○小規模保育施設等 9 か所整備（3号認定 171人） ○認可外保育施設 2 か所が認可保育所に移行（2号認定⇒73人）
《確保方策》							
平成 29 年度までに、既存幼稚園 7 か所を認定こども園に移行、私立保育所等を 2 か所整備、小規模保育施設等を 9 か所整備、認可外保育施設 1 か所を認可保育所に移行することによって、教育・保育の提供（確保）量を確保します。							

◆ C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域

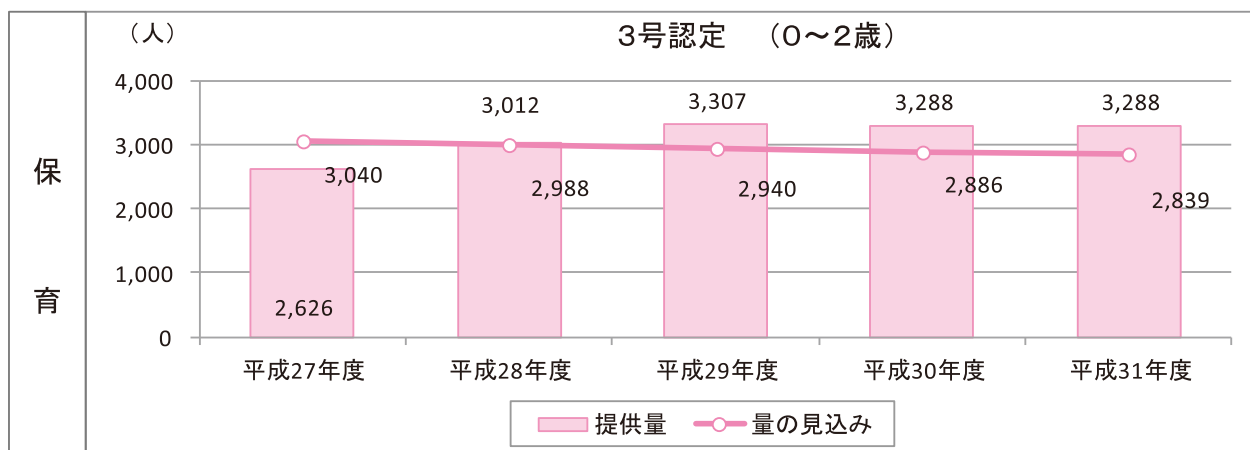
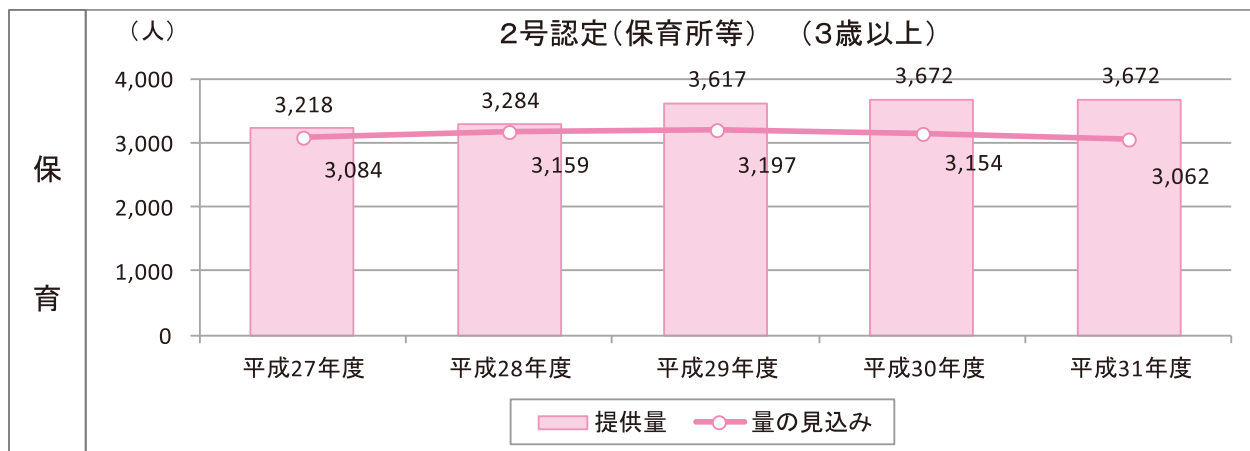
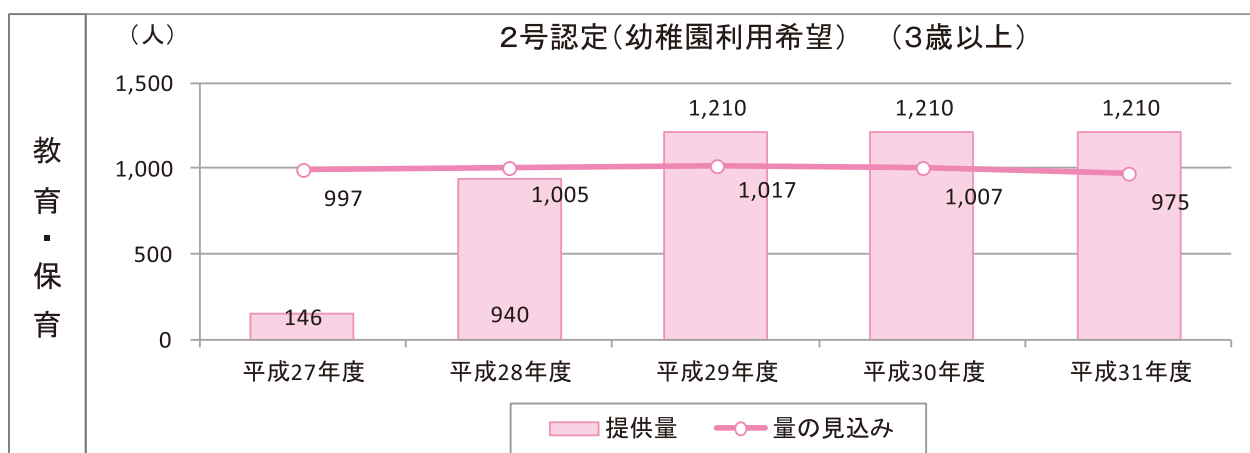
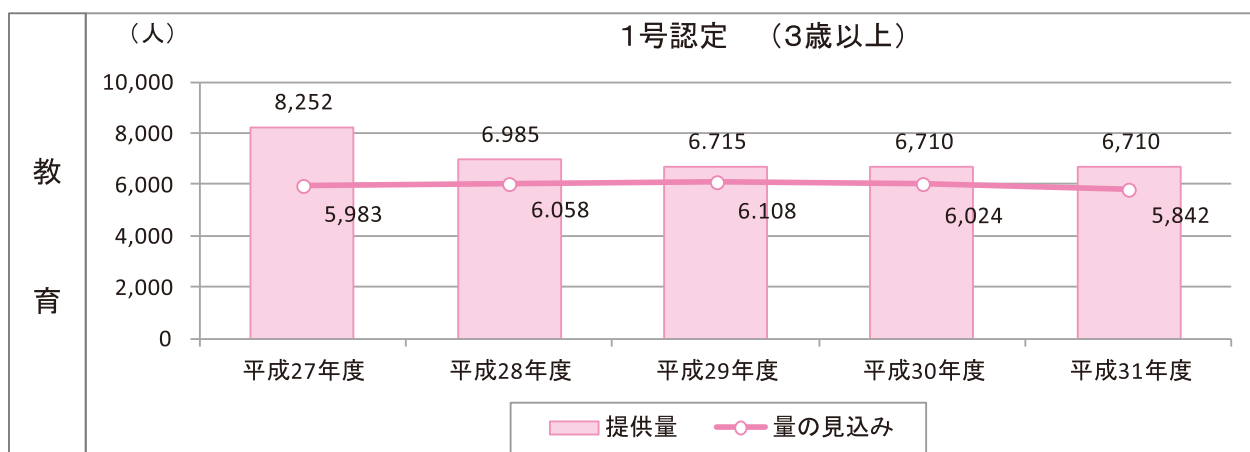
(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
			幼稚園 利用希望	保育所等		
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	量の見込み	2,855	475	1,542	1,332	
	既存施設	5,066	99	1,230	1,009	
	広域利用	△948		92	△3	
	平成27年度	△50		△6	106	○既存保育所5か所が認定こども園に移行(1号認定⇒15人、2号認定⇒△15人) ○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9人、3号認定⇒11人) ○既存幼稚園1か所の定員変更(1号認定⇒△65人) ○小規模保育施設等5か所整備(3号認定⇒95人)
	平成28年度	△425	310	66	168	○既存幼稚園3か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△425人、2号認定⇒310人) ○私立保育所等1か所整備(2号認定⇒66人、3号認定⇒54人) ○小規模保育施設等6か所整備(3号認定⇒114人)
	平成29年度	△90	90	144	191	○私立保育所等2か所整備(2号認定⇒144人、3号認定⇒96人) ○小規模保育施設等5か所整備(3号認定⇒95人) ○既存幼稚園2か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△90人、2号認定⇒90人)
	平成30年度	△5		27	△11	○認可外保育施設1か所が認可保育所に移行(2号認定⇒27人、3号認定⇒△11人) ○既存幼稚園1か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△5人)
	平成31年度					
	計	△570	400	231	454	○既存保育所5か所が認定こども園に移行(1号認定⇒15人、2号認定△15人) ○既存幼稚園6か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△520人、2号認定⇒400人)
	不足数	△693	△24	△11	△128	○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9人、3号認定⇒11人) ○既存幼稚園1か所の定員変更(1号認定⇒△65人) ○私立保育所等3か所整備(2号認定⇒210人、3号認定⇒150人) ○小規模保育施設等16か所整備(3号認定304人) ○認可外保育施設1か所が認可保育所に移行(2号認定⇒27人、3号認定△11人)
《確保方策》 平成29年度までに、既存保育所5か所と既存幼稚園5か所を認定こども園に移行、既存保育所1か所と既存幼稚園1か所を定員変更、私立保育所等を3か所整備、小規模保育施設等を16か所整備することによって、教育・保育の提供(確保)量を確保します。						

◆ 全区域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
			幼稚園 利用希望	保育所等		
全区域	量の見込み	6,108	1,017	3,197	2,940	
	提 供 量	既存施設	8,779	146	3,156	2,390
		広域利用	△494		92	△3
		平成27年度	△26		△30	239
		平成28年度	△1,274	794	66	386
		平成29年度	△270	270	333	295
		平成30年度	△5		55	△19
		平成31年度				
		計	△1,575	1,064	424	901
	不足数	△602	△193	△475	△348	○既存保育所8か所が認定こども園に移行(1号認定⇒39人、2号認定△39人) ○既存幼稚園18か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△1,549人、2号認定⇒1,064人、3号認定⇒85人) ○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9、3号認定⇒11人) ○既存幼稚園1か所の定員変更(1号認定⇒△65人) ○私立保育所等を5か所整備(2号認定⇒354人、3号認定⇒246人) ○小規模保育施設等30か所整備(3号認定570人) ○認可外保育施設3か所が認可保育所に移行(2号認定⇒100人、3号認定△11人)
≪確保方策≫ 平成29年度までに、既存保育所8か所と既存幼稚園17か所を認定こども園に移行、既存保育所1か所と既存幼稚園1か所を定員変更、私立保育所等を5か所整備、小規模保育施設等を30か所整備、認可外保育施設1か所を認可保育所に移行することによって、教育・保育の提供(確保)量を確保します。						



（７）保育利用率の目標値の設定について

推計児童数全体に占める、認定こども園、保育所又は小規模保育事業等に係る 3 号認定の利用定員数の割合について、目標値を設定します。

3 号認定

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	27%	32%	36%	37%	37%
利用定員数	2,626	3,012	3,307	3,288	3,288
推計児童数 (3 歳未満)	9,615	9,327	9,135	8,963	8,807

（参考）2 号認定

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	32%	40%	45%	46%	48%
利用定員数	3,364	4,224	4,827	4,882	4,882
推計児童数 (3 歳以上)	10,521	10,643	10,735	10,595	10,273

※ 2 号認定に関する保育利用率はあくまでも参考数値であり、幼稚園利用希望を含みます。



4. 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策

(1) 利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。
担 当	のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	3 区域

(単位：か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		3	3	3	3	3
A	J R以南地域、 片山・岸部地域	1	1	1	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1	1	1	1	1
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1	1	1	1	1
②提供施設数		0	1	2	3	3
A	J R以南地域、 片山・岸部地域	0	0	0	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	0	0	1	1	1
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	0	1	1	1	1
不足数 ①-②		3	2	1	0	0
A	J R以南地域、 片山・岸部地域	1	1	1	0	0
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1	1	0	0	0
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1	0	0	0	0
《確保方策》 先進自治体の実施形態を参考に、実施体制を確保したうえで、平成 28 年度から実施予定。						

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
担 当	子育て支援室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	6 区域

(単位：人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		22,160	21,565	21,131	20,742	20,382
a	J R 以南地域	1,829	1,785	1,740	1,712	1,683
b	片山・岸部地域	3,304	3,219	3,156	3,093	3,044
c	豊津・江坂・南吹田地域	3,758	3,654	3,584	3,521	3,458
d	千里山・佐井寺地域	2,928	2,850	2,793	2,743	2,696
e	山田・千里丘地域	5,983	5,817	5,702	5,593	5,493
f	ニュータウン地域	4,358	4,240	4,156	4,080	4,008
②提供量		117,372	117,372	117,372	117,372	117,372
a	J R 以南地域	6,980	6,980	6,980	6,980	6,980
b	片山・岸部地域	11,382	11,382	11,382	11,382	11,382
c	豊津・江坂・南吹田地域	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373
d	千里山・佐井寺地域	10,702	10,702	10,702	10,702	10,702
e	山田・千里丘地域	60,449	60,449	60,449	60,449	60,449
f	ニュータウン地域	21,486	21,486	21,486	21,486	21,486
提供施設数(か所)		15	15	15	15	15
a	J R 以南地域	2	2	2	2	2
b	片山・岸部地域	3	3	3	3	3
c	豊津・江坂・南吹田地域	1	1	1	1	1
d	千里山・佐井寺地域	2	2	2	2	2
e	山田・千里丘地域	4	4	4	4	4
f	ニュータウン地域	3	3	3	3	3
不足数 ①-②		△95,212	△95,807	△96,241	△96,630	△96,990
a	J R 以南地域	△5,151	△5,195	△5,240	△5,268	△5,297
b	片山・岸部地域	△8,078	△8,163	△8,226	△8,289	△8,338
c	豊津・江坂・南吹田地域	△2,615	△2,719	△2,789	△2,852	△2,915
d	千里山・佐井寺地域	△7,774	△7,852	△7,909	△7,959	△8,006
e	山田・千里丘地域	△54,466	△54,632	△54,747	△54,856	△54,956
f	ニュータウン地域	△17,128	△17,246	△17,330	△17,406	△17,478
【提供体制等】						
公立保育所、私立保育所、のびのび子育てプラザ、子育て広場。						

(3) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施。
担 当	保健センター
提供区域	吹田市全域

(単位：人、回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人数	2,937	2,875	2,828	2,776	2,725
	回数	41,118	40,250	39,592	38,864	38,150

【提供体制等】

府内の協力医療機関、助産院で実施。府外で受診した場合は償還払いで対応。

※ 量の見込みの人数は各年度の0歳的人数（推計児童数）を、回数は各年度の0歳的人数×14回とした。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
担 当	子育て支援室
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,937	2,875	2,828	2,776	2,725

【提供体制等】

民生・児童委員、主任児童委員。

※ 量の見込みは、各年度の0歳的人数（推計児童数）とした。

(5-1) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
担 当	保健センター、子育て支援室
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	375	375	375	375	375

【提供体制等】

保健師、育児支援家庭訪問員。

※ 量の見込みは、平成24年度、平成25年度の実績を参考に、平成26年度見込みと同数の人数とした。

(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）内の情報共有と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取組みなど地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業。
担 当	子育て支援室
提供区域	吹田市全域

(6) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
担 当	子育て支援室
提供区域	吹田市全域

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	50	50	50	50	50
【提供体制等】 児童養護施設、乳児院。					

※ 量の見込みは、平成 24 年度、平成 25 年度の実績を参考に推計した。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
担 当	のびのび子育てプラザ
提供区域	吹田市全域

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
【提供体制等】 のびのび子育てプラザ。					

※ 量の見込みは、平成 25 年度実績と同数の人数とした。

(8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
担 当	子育て支援室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	6 区域

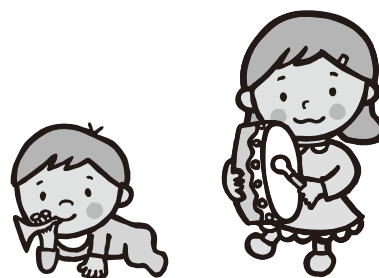
(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	290,782	291,167	292,820	289,738	282,487
幼稚園	268,388	269,789	271,935	269,293	262,397
a J R 以南地域	2,557	2,570	2,590	2,565	2,499
b 片山・岸部地域	53,938	54,220	54,651	54,120	52,734
c 豊津・江坂・南吹田地域	29,175	29,327	29,560	29,273	28,524
d 千里山・佐井寺地域	41,506	41,723	42,055	41,646	40,580
e 山田・千里丘地域	40,003	40,211	40,531	40,137	39,110
f ニュータウン地域	101,209	101,738	102,548	101,552	98,950
幼稚園以外	22,394	21,378	20,885	20,445	20,090
a J R 以南地域	1,435	1,377	1,337	1,311	1,292
b 片山・岸部地域	3,870	3,695	3,618	3,540	3,482
c 豊津・江坂・南吹田地域	3,773	3,598	3,514	3,450	3,378
d 千里山・佐井寺地域	3,269	3,128	3,049	2,984	2,933
e 山田・千里丘地域	4,910	4,677	4,574	4,464	4,393
f ニュータウン地域	5,137	4,903	4,793	4,696	4,612
②提供量	128,813	187,203	290,684	290,221	283,545
幼稚園	114,600	171,900	272,601	270,138	263,262
a J R 以南地域	1,100	1,650	2,596	2,574	2,508
b 片山・岸部地域	23,000	34,500	54,740	54,280	52,900
c 豊津・江坂・南吹田地域	12,500	18,750	29,625	29,375	28,625
d 千里山・佐井寺地域	17,700	26,550	42,126	41,772	40,710
e 山田・千里丘地域	17,100	25,650	40,698	40,185	39,159
f ニュータウン地域	43,200	64,800	102,816	101,952	99,360
幼稚園以外	14,213	15,303	18,083	20,083	20,283
a J R 以南地域	1,041	1,041	1,041	2,091	2,091
b 片山・岸部地域	2,500	2,980	3,170	3,170	3,170
c 豊津・江坂・南吹田地域	1,884	2,134	2,754	2,754	2,754
d 千里山・佐井寺地域	1,250	1,250	2,050	2,050	2,050
e 山田・千里丘地域	4,410	4,770	4,770	4,770	4,770
f ニュータウン地域	3,128	3,128	4,298	5,248	5,448

提供体制	幼稚園		年間の一時預かり 実施日数…100日	年間の一時預かり 実施日数…150日	年間の一時預かり 実施日数…238日	年間の一時預かり 実施日数…235日	年間の一時預かり 実施日数…229日
	幼稚園以外		公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、小規模保育施設等				
不足数 ①-②			161,969	103,964	2,136	△483	△1,058
幼稚園			153,788	97,889	△666	△845	△865
a	J R以南地域		1,457	920	△6	△9	△9
b	片山・岸部地域		30,938	19,720	△89	△160	△166
c	豊津・江坂・南吹田地域		16,675	10,577	△65	△102	△101
d	千里山・佐井寺地域		23,806	15,173	△71	△126	△130
e	山田・千里丘地域		22,903	14,561	△167	△48	△49
f	ニュータウン地域		58,009	36,938	△268	△400	△410
幼稚園以外			8,181	6,075	2,802	362	△193
a	J R以南地域		394	336	296	△780	△799
b	片山・岸部地域		1,370	715	448	370	312
c	豊津・江坂・南吹田地域		1,889	1,464	760	696	624
d	千里山・佐井寺地域		2,019	1,878	999	934	883
e	山田・千里丘地域		500	△93	△196	△306	△377
f	ニュータウン地域		2,009	1,775	495	△552	△836
《確保方策》							
幼稚園以外の不足数は部分的に解消されていますが、さらなる方策が必要です。							

※ 幼稚園（1号）の量の見込みは、園児数と利用率等から推計した。

※ 幼稚園以外の量の見込みは、ニーズ調査の2歳児の家庭類型「フルタイム×専業主婦（夫）」のニーズ量の90%とした。



(9) 延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。
担 当	保育幼稚園課
提供区域	3 区域

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		3,511	3,524	3,519	3,463	3,383
	公立保育所	1,389	1,394	1,392	1,370	1,338
	私立保育所	2,122	2,130	2,127	2,093	2,045
A	J R 以南地域、片山・岸部地域	685	688	687	676	661
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,325	1,330	1,328	1,307	1,277
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,501	1,506	1,504	1,480	1,445
②提供量		3,306	4,020	4,535	4,555	4,555
	A J R 以南地域、片山・岸部地域	630	805	857	857	857
	B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,257	1,484	1,703	1,714	1,714
	C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,419	1,731	1,975	1,984	1,984
提供体制	A J R 以南地域、片山・岸部地域	小規模保育施設整備 2	幼稚園が認定こども園に移行 3、小規模保育施設整備 3	幼稚園が認定こども園に移行 2		
	B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	小規模保育施設整備 5	幼稚園が認定こども園に移行 5、小規模保育施設整備 4	私立保育所等整備 2、認可外保育施設が認可保育所に移行、幼稚園が認定こども園に移行 2	認可外保育施設が認可保育所に移行	
	C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	私立保育所定員増、小規模保育施設整備 5	幼稚園が認定こども園に移行 3、私立保育所等整備、小規模保育施設整備 6	私立保育所等整備 2、小規模保育施設整備 5、幼稚園が認定こども園に移行 2	認可外保育施設が認可保育所に移行	
不足数 ①-②		205	△496	△1,016	△1,092	△1,172
	A J R 以南地域、片山・岸部地域	55	△117	△170	△181	△196
	B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	68	△154	△375	△407	△437
	C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	82	△225	△471	△504	△539

※ 量の見込みは、平成 25 年度の実績から推計した。

(10) 病児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
担 当	保育幼稚園課
提供区域	3 区域

病児・病後児対応型

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5,921	5,825	5,780	5,697	5,567
A JR以南地域、片山・岸部地域	1,279	1,258	1,248	1,230	1,202
B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	2,078	2,045	2,029	2,000	1,954
C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	2,564	2,522	2,503	2,467	2,411
②提供量	3,600	4,800	6,000	6,000	6,000
A JR以南地域、片山・岸部地域	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,200	1,200	2,400	2,400	2,400
C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,200	2,400	2,400	2,400	2,400
提供施設数（か所）	3	4	5	5	5
A JR以南地域、片山・岸部地域	1	1	1	1	1
B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1	1	2	2	2
C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1	2	2	2	2
不足数 ①-②	2,321	1,025	△220	△303	△433
A JR以南地域、片山・岸部地域	79	58	48	30	2
B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	878	845	△371	△400	△446
C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,364	122	103	67	11

※ 量の見込みは、平成 25 年度のキャンセル率（27.2%）を控除し、推計した。

※ 提供数…1 施設で年間 1,200 人の利用が可能とする。

体調不良児対応型

(単位：人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		11, 120	11, 360	12, 320	12, 320	12, 320
A	J R以南地域、片山・岸部地域	3, 631	3, 631	3, 631	3, 631	3, 631
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	2, 902	2, 902	3, 382	3, 382	3, 382
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	4, 587	4, 827	5, 307	5, 307	5, 307
②提供量		5, 360	5, 600	6, 800	6, 800	6, 800
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1, 951	1, 951	2, 431	2, 431	2, 431
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1, 462	1, 702	1, 942	1, 942	1, 942
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1, 947	1, 947	2, 427	2, 427	2, 427
提供施設数（か所）		22	23	28	28	28
A	J R以南地域、片山・岸部地域	8	8	10	10	10
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	6	7	8	8	8
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	8	8	10	10	10
不足数 ①-②		5, 760	5, 760	5, 520	5, 520	5, 520
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1, 680	1, 680	1, 200	1, 200	1, 200
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1, 440	1, 200	1, 440	1, 440	1, 440
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	2, 640	2, 880	2, 880	2, 880	2, 880
《確保方策》 看護師を配置する私立保育所等に対して人件費の補助を行うほか、長時間の保育を実施するにあたっての保健・衛生業務に関する研修を行うなど、看護師業務のソフト面の支援を行うことにより事業の普及を図ります。						

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。
担 当	児童育成課
提供区域	36 区域（小学校区）

市全域

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	2,329	2,379	2,396	2,422	2,403
	高学年	1,065	1,061	1,035	1,035	1,057
	合計	3,394	3,440	3,431	3,457	3,460
②提供体制		2,329	2,379	2,912	3,290	3,843
不足数 ①-②		1,065	1,061	519	167	△383

区域別

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 吹一	低学年	49	50	51	51	51
	高学年	27	27	27	27	27
	合計	76	77	78	78	78
②提供体制		49	50	64	74	80
不足数 ①-②		27	27	14	4	△2
①量の見込み 吹二	低学年	77	78	79	80	79
	高学年	35	35	34	34	34
	合計	112	113	113	114	113
②提供体制		77	78	95	108	120
不足数 ①-②		35	35	18	6	△7
①量の見込み 吹三	低学年	105	107	107	109	107
	高学年	61	61	60	60	61
	合計	166	168	167	169	168
②提供体制		105	107	135	159	168
不足数 ①-②		61	61	32	10	0
①量の見込み 東	低学年	44	45	45	46	45
	高学年	18	18	17	17	17
	合計	62	63	62	63	62
②提供体制		44	45	53	60	80
不足数 ①-②		18	18	9	3	△18

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 南	低学年	73	75	75	76	75
	高学年	30	30	29	29	30
	合計	103	105	104	105	105
②提供体制		73	75	88	100	120
不足数 ①-②		30	30	16	5	△15
①量の見込み 吹六	低学年	35	36	36	36	36
	高学年	9	9	9	9	9
	合計	44	45	45	45	45
②提供体制		35	36	40	44	80
不足数 ①-②		9	9	5	1	△35
①量の見込み 千一	低学年	81	83	84	85	84
	高学年	43	43	42	42	43
	合計	124	126	126	127	127
②提供体制		81	83	105	120	127
不足数 ①-②		43	43	21	7	0
①量の見込み 千二	低学年	94	96	97	97	97
	高学年	52	51	50	50	51
	合計	146	147	147	147	148
②提供体制		94	96	121	139	160
不足数 ①-②		52	51	26	8	△12
①量の見込み 千三	低学年	82	84	85	85	85
	高学年	44	43	42	42	43
	合計	126	127	127	127	128
②提供体制		82	84	109	121	128
不足数 ①-②		44	43	18	6	0
①量の見込み 千里新田	低学年	52	53	53	54	53
	高学年	29	29	28	28	29
	合計	81	82	81	82	82
②提供体制		52	53	67	78	82
不足数 ①-②		29	29	14	4	0
①量の見込み 佐井寺	低学年	40	40	41	41	41
	高学年	24	24	23	23	24
	合計	64	64	64	64	65
②提供体制		40	40	52	60	80
不足数 ①-②		24	24	12	4	△15

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 東佐井寺	低学年	67	68	68	69	69
	高学年	26	26	25	25	26
	合計	93	94	93	94	95
②提供体制		67	68	82	90	120
不足数 ①-②		26	26	11	4	△25
①量の見込み 岸一	低学年	21	22	22	22	22
	高学年	12	11	11	11	11
	合計	33	33	33	33	33
②提供体制		21	22	28	31	40
不足数 ①-②		12	11	5	2	△7
①量の見込み 岸二	低学年	56	57	58	58	58
	高学年	18	18	17	18	18
	合計	74	75	75	76	76
②提供体制		56	57	68	73	80
不足数 ①-②		18	18	7	3	△4
①量の見込み 豊一	低学年	133	135	137	138	137
	高学年	64	64	63	63	65
	合計	197	199	200	201	202
②提供体制		133	135	168	189	202
不足数 ①-②		62	64	32	12	0
①量の見込み 豊二	低学年	72	74	74	75	74
	高学年	28	28	27	27	28
	合計	100	102	101	102	102
②提供体制		72	74	87	98	120
不足数 ①-②		28	28	14	4	△18
①量の見込み 江坂大池	低学年	23	24	24	24	24
	高学年	9	9	8	8	9
	合計	32	33	32	32	33
②提供体制		23	24	28	31	40
不足数 ①-②		9	9	4	1	△7
①量の見込み 山手	低学年	93	95	94	96	96
	高学年	33	33	32	32	32
	合計	126	128	126	128	128
②提供体制		93	95	112	122	128
不足数 ①-②		33	33	14	6	0

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 片山	低学年	68	69	69	70	70
	高学年	40	40	39	39	39
	合計	108	109	108	109	109
②提供体制		68	69	88	104	120
不足数 ①-②		40	40	20	5	△11
①量の見込み 山一	低学年	54	55	56	56	56
	高学年	25	25	24	24	25
	合計	79	80	80	80	81
②提供体制		54	55	68	76	81
不足数 ①-②		25	25	12	4	0
①量の見込み 山二	低学年	66	68	68	69	69
	高学年	26	26	25	25	26
	合計	92	94	93	94	95
②提供体制		66	68	80	90	100
不足数 ①-②		26	26	13	4	△5
①量の見込み 山三	低学年	56	58	58	59	58
	高学年	38	38	37	37	38
	合計	94	96	95	96	96
②提供体制		56	58	76	91	120
不足数 ①-②		38	38	19	5	△24
①量の見込み 山五	低学年	31	32	32	33	32
	高学年	13	13	13	13	13
	合計	44	45	45	46	45
②提供体制		31	32	39	44	45
不足数 ①-②		13	13	6	2	0
①量の見込み 東山田	低学年	111	113	114	115	114
	高学年	41	41	40	40	40
	合計	152	154	154	155	154
②提供体制		111	113	134	148	160
不足数 ①-②		41	41	20	7	△6
①量の見込み 南山田	低学年	165	168	170	172	170
	高学年	69	69	69	68	70
	合計	234	237	239	240	240
②提供体制		165	168	205	229	240
不足数 ①-②		69	69	34	11	0

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 西山田	低学年	34	34	35	35	35
	高学年	12	12	11	11	12
	合計	46	46	46	46	47
②提供体制		34	34	40	44	80
不足数 ①-②		12	12	6	2	△33
①量の見込み 北山田	低学年	93	95	96	97	96
	高学年	45	45	44	44	45
	合計	138	140	140	141	141
②提供体制		93	95	117	133	160
不足数 ①-②		45	45	23	8	△19
①量の見込み 千里丘北 (平成 27 年新設)	低学年	31	31	32	32	32
	高学年	12	12	12	12	12
	合計	43	43	44	44	44
②提供体制		31	31	38	42	80
不足数 ①-②		12	12	6	2	△36
①量の見込み 佐竹台	低学年	62	64	64	65	64
	高学年	18	18	17	17	18
	合計	80	82	81	82	82
②提供体制		62	64	72	79	82
不足数 ①-②		18	18	9	3	0
①量の見込み 高野台	低学年	32	33	33	34	33
	高学年	12	12	12	12	12
	合計	44	45	45	46	45
②提供体制		32	33	39	44	60
不足数 ①-②		12	12	6	2	△15
①量の見込み 津雲台	低学年	49	50	51	51	51
	高学年	22	22	22	22	22
	合計	71	72	73	73	73
②提供体制		49	50	64	71	80
不足数 ①-②		22	22	9	2	△7
①量の見込み 古江台	低学年	67	69	69	70	70
	高学年	33	33	32	32	32
	合計	100	102	101	102	102
②提供体制		67	69	82	96	120
不足数 ①-②		33	33	19	6	△18

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 藤白台	低学年	69	70	70	72	71
	高学年	31	31	31	31	31
	合計	100	101	101	103	102
②提供体制		69	70	86	98	120
不足数 ①-②		31	31	15	5	△18
①量の見込み 青山台	低学年	42	43	43	44	43
	高学年	20	19	19	19	19
	合計	62	62	62	63	62
②提供体制		42	43	53	60	80
不足数 ①-②		20	19	9	3	△18
①量の見込み 桃山台	低学年	54	55	56	56	56
	高学年	21	21	20	20	21
	合計	75	76	76	76	77
②提供体制		54	55	66	73	80
不足数 ①-②		21	21	10	3	△3
①量の見込み 千里たけみ	低学年	48	50	50	50	50
	高学年	25	25	24	24	25
	合計	73	75	74	74	75
②提供体制		48	50	63	71	80
不足数 ①-②		25	25	11	3	△5
《確保方策》 ● 対象学年を年次的に拡大することとし、平成 29 年度に 4 年生まで、平成 30 年度に 5 年生まで、平成 31 年度に 6 年生までを対象とします。 ● 学校の余裕教室確保に努めます。 ● 定員の弾力的な運営により、提供可能数を確保します。 ● 学校施設の一時的な利用（教室の時間借り）を検討します。 ● 民間活力の活用を検討します。						

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	支給認定保護者の世帯の状況を勘案し、行事費などの費用等について支援を行う事業。
担 当	保育幼稚園課
提供区域	吹田市全域

(13) 多様な主体の参入促進事業

事業内容	保育の受け皿拡大のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育事業などの設置を促進していくことが必要となるが、新たに開設された施設や事業の運営が軌道に乗り、保護者や関係機関との連携体制が構築されるなど、質の高い保育が安定的継続的に行われるよう、市が一定の支援を行う事業。
担 当	保育幼稚園課
提供区域	吹田市全域



5. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

ア 的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情についての的確に情報提供を行い、円滑な移行を促進します。

イ 相談体制の確保

幼稚園から認定こども園へ移行するにあたり、移行する認定こども園の類型等や、国や府の財政支援がある場合は、その活用について助言します。また、市に認定こども園の相談窓口として担当職員を設定し、移行を検討している施設からの相談体制を確保します。

(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

ア 幼稚園の活用

本市では、市内全域が市街化区域であり、保育所等の用地確保が困難な状況であること、また、少子化が今後進行することが予想されることから、待機児童対策については、既存施設の活用が極めて重要な位置を占めています。幼稚園が認定こども園へ移行することにより、地域型保育事業の連携施設として、3歳児からの受け入れ先の確保ができるほか、待機児童の多い3号認定子どもの受け入れ枠の拡充も可能であり、待機児童対策としての大きな効果が期待できます。

イ 一時預かり事業（幼稚園型）の充実

認定こども園への移行促進策については、国の補助金等の活用により、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）の充実により長時間保育を促進し、認定こども園への移行にむけた環境整備を行うとともに、整備や改修に係る国の補助金を活用し、施設整備においても支援を行います。

ウ 市内における施設の配置

各地域にバランスよく認定こども園が配置され、市内のどの地域においても、親の就労状況に拘わらず、質の高い教育・保育を受けることができる環境を構築します。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について

ア 合同研修の実施

教育標準時間児と保育標準時間児・保育短時間児を合同で保育する認定こども園の特徴を活かした園づくり、園運営が行えるよう、実践的な合同研修を行うなどの支援を行います。

イ 人的交流の促進

認定こども園では、保育士と幼稚園教諭がそれぞれの教育・保育についての共通理解を深めることが必要であり、人的交流を促進します。

ウ 人材の育成

幼保連携型認定こども園教育・保育要領で求められている、質の高い保育や子育て支援、保護

者支援等に役立つ研修を実施し、保育士や幼稚園教諭一人ひとりの資質の向上を図り、人材育成に努めます。

エ 施設長の能力の向上

認定こども園の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

(4) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策について

ア 幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要であることから、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

イ 推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援新制度の中核的な役割を担う施設であり、不足する保育の需要については、地域によっては認定こども園又は保育所の整備で確保していきます。

一方、地域型保育事業は、地域の実情に応じた施策を担うものであり、本市では、3歳未満の待機児童が多く、3歳未満に特化した質の確保された保育を量的に拡充していく観点から、小規模保育事業はA型のみ、事業所内保育事業はB型以外で実施します。

両者が相互補完し協力することに対し、市が一定の調整機能を果たすことにより、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。

ウ 私立施設と公立施設の配置

私立と公立が市域にバランスよく配置され、教育・保育の提供において、それぞれの役割が果たせるよう、民間活力導入時には地域等に配慮します。

エ 推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、吹田市に育つ子どもたちへのより良質な教育・保育の提供について検討します。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について

ア 切れ目のない支援

施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、妊娠・出産から学齢期まで、切れ目のない多様な子育て支援を行います。関係所管が連携し、計画的に質の向上と量の拡充に努めます。

イ 利用者支援

多様な子育て需要に対応するため、子ども・子育て支援新制度では多様な施設・事業類型が制度化されています。子どもや保護者、妊娠している方が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において市が情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言などの利用者の支援を行います。

ウ 地域子育て支援

子育てに対する親の不安や孤独感を和らげ、子どもを産み育てることに喜びが感じられるよう、育児教室の開催や身近な場所での子育て相談などが受けられる環境を整えるとともに、親同士が仲間づくりのできる交流の場を設けます。また、育児の負担感を和らげるため、子どもを一時的に預かるなどの支援を行います。

エ 一時預かり

幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）を拡充し、実施か所の増加を図るとともに、幼稚園以外の一時預かり事業も、地域型保育事業所等で実施か所の増加により拡充します。

オ 放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた施設整備を進めます。また、開所時間を延長するとともに6年生までの対象学年の拡大を行います。

（６）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、市が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

（７）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について

ア 幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して体験を積み重ね、一人一人の発達に応じて総合的に指導を行う幼稚園・保育所の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子どもの生活や教育方法が異なりますが、子どもの育ちや学びが連続していることに着目し、生活の変化に子どもが対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本市の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

イ 推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに、連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

ウ 保育士、幼稚園教諭と小学校教諭の交流

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画の作成や教材研究など、保育士、幼稚園教諭と小学校教諭が事前事後の打ち合わせ等を行

います。

エ 合同研修

保育士、幼稚園教諭と小学校教諭との意見交換や、合同の研究会及び研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設けます。

オ カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子どもの育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。



6. 子ども・子育て支援関連施策

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について

ア 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

子育てに関する市のホームページやリーフレットの充実を図るなど教育・保育の利用に関して、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。

イ 産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境整備

計画的に、認定こども園または保育所や、3歳未満に特化した地域型保育事業等の量的拡充を図り、産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境を整えます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との連携について

ア 障がい児施策の充実等

(ア) 早期発見の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。また、育児教室や育児相談により、早期からの子育て相談を実施します。

(イ) 1歳6か月児健診事後指導事業

1歳6か月児健診等において、ことばが遅い等の発達の遅れもしくはその疑いがあると判断された児童とその保護者及び支援が必要と判断された児童とその保護者に対し、各種相談に応じるとともに療育指導を行い、その健全育成を図ります。

(ウ) 教育・保育上必要な支援

自閉症等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状況に応じて、その可能性を伸ばし、自立して社会参加をするために必要な力を培うため、一人一人の発達に応じた適切な教育・保育上必要な支援を行います。こども発達支援センターや教育・保育施設において、増加する障がい児等の受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、地域療育支援の充実と関係機関との連携強化を図ります。

(エ) 職員の専門性の向上

障がい児に関する研修を実施し、幼稚園教諭、保育士等の資質や障がい児に関する専門性の向上を図ります。

(オ) 障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

障がい児とその家族が安心して生活できる地域づくりを目指して、ボランティア活動支援、地域の関係機関への啓発活動等を積極的に行います。

放課後等デイサービスの提供増により、障がい児の放課後の居場所づくり、仲間づくりを支援します。

相談支援事業を実施し、障がい児支援利用計画・障がい福祉サービス利用計画を作成し、障がい児を支援します。

イ 児童虐待防止対策の充実

（ア）関係機関との連携及び相談体制の強化

吹田市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の取組みをさらに推進し、関係機関が連携を密に情報の共有と支援内容の共通認識を図りながら、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。また、要支援児童や特定妊婦、居住実態が不明で児童の安否が確認できない等の児童虐待発生リスクが高い家庭の把握に努め、母子・保健部門と児童福祉部門、教育部門が連携し対応の強化を図りながら、児童虐待の未然防止に積極的に取り組みます。さらに、相談体制の充実を図るため専門職を増員し、資質の向上を図ります。

（イ）虐待の早期発見、早期対応への取組み

民生・児童委員の協力のもと実施している子ども見守り家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めます。また、保健センターが実施する乳幼児健康診査や保健指導等の母子・保健事業と連携しながら、育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の取組みを進め、養育支援を必要とする家庭を適切に支援することで、虐待の早期対応に努めます。

（ウ）親支援プログラムの実施

子育て中の親が子育てに自信を持ち、前向きに取り組めるよう、子育ての悩みや不安が強い親や虐待行為に悩む親を対象に親支援プログラムを実施し、虐待の未然防止、重症化予防に努めます。

ウ ひとり親家庭等の自立支援の推進

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の日常生活全般にわたる精神的負担の軽減を図り、経済的基盤を確立できるよう、就業支援をはじめ、自立を支援するための福祉サービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭等自立促進施策推進委員会において自立支援の取組みの推進、進捗状況の把握、情報共有及び連携を行います。

（ア）就業支援

より良い就業に向けたプログラム策定事業、職業訓練等の実施・促進、就業機会創出のための支援等を行います。

（イ）子育て・生活支援

保育所等優先入所の推進、延長保育、一時預かり事業等、多様な子育て支援の充実、公営住宅における優先入居の推進等を図ります。

（ウ）養育費確保支援

母子・父子自立支援員による相談機能の充実、広報、啓発活動の推進、養育費相談支援セン

ター、法律相談事業との連携等を図ります。

(エ) 経済的支援

母子・父子・寡婦福祉資金の適正な貸付、児童扶養手当の適正な給付、ひとり親家庭医療費助成の実施を行います。

(オ) 相談機能の充実

研修等により母子・父子自立支援員の資質向上、相談機能の充実を図り、総合的・包括的な支援を行うワンストップでの相談体制を確立します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係部局と連携して市民や市内の事業者への啓発に努めます。

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の活用促進等の多様な働き方に対応した子育て支援事業を推進します。

(4) 地域子育て支援

ア 地域子育て支援センター

子育て家庭に対して育児教室をはじめ、子育てサークルの育成・支援、育児相談・指導、行事への参加、施設の一部開放などを保健センターや関係機関と連携しながら行います。

より身近な地域で子育て支援センターが広がるよう私立保育所に対して助成を行います。

イ 児童会館・児童センター

0歳から小学生までの幅広い子どもたちが、安心していつでも利用できる子どもの拠点施設として地域住民との協働により取組みを進めていきます。

乳幼児とその保護者を対象とした幼児教室やランチタイムなどを通じて、あそびや交流の場を提供し、仲間づくりを進めます。

行事やあそび、図書の貸出しなど、さまざまな取組みや活動を通じて、創造性、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として一層の充実を図ります。

ウ 子育て広場の助成

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、親子が気軽に立ち寄り交流し、育児についての相談などができる「子育て広場」を運営する団体へ助成を行います。

(5) 母子保健

ア 妊産婦・新生児・未熟児への訪問指導等

保健指導を要する妊産婦、新生児及び未熟児に対し、保健師及び助産師が訪問指導を実施しています。妊娠届出書の情報のほか医療機関と連携を図りながら支援の必要な方を的確に把握し、訪問を行うことにより、育児不安の軽減や虐待の発生予防、早期発見、早期対応につながる支援を進めていきます。特に、家庭環境や養育上の問題を抱えている家庭については、育児支援員の利用や子育て支援機関などにつなげながら、支援を継続します。

イ 乳幼児健康診査

乳幼児に対して健康診査を行い疾病や障がいの早期発見・早期治療を図るとともに、その保護者に成長・栄養・育児及び歯科保健に関する健康相談・保健指導を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。また、養育環境や状況を知り、虐待の防止と早期発見をするとともに保護者の育児不安にも対応していきます。また、健診の未受診児については子育て支援室等関係機関と連携しながら、全数把握に努めます。

ウ その他の保健指導や育児相談

妊婦（両親）教室や離乳食講習会などをおして、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、保健師、歯科衛生士、栄養士、保育士などが育児の指導や育児不安の軽減を図るために養育上の相談に応じます。

（６）放課後子ども総合プラン

国の放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）と放課後子供教室（太陽の広場）の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室（太陽の広場）開催時に共通のプログラムに参加できる一体型として実施することを目指しています。

本市では、既に両事業を同一小学校内で行い、放課後子供教室（太陽の広場）の活動プログラムに放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の児童も分け隔てなく参加できる一体型の内容を取り入れていますので、今後さらに連携が深まるよう、共通のプログラムの充実を図っていきます。

引き続き、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験と活動を行うことができるよう、同じ学校の中で余裕教室等を活用する方法等で、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の計画的な整備を進めます。

ア 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

全市立小学校内に設置している留守家庭児童育成室の対象学年を年次的に拡大することとします。

平成 29 年度に 4 年生まで、平成 30 年度に 5 年生まで、平成 31 年度に 6 年生までを対象とします。（詳しくは P. 69～74、第 4 章、4. 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策、（11）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に記載。）

イ 放課後子供教室（太陽の広場）の平成 31 年度までの整備計画

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を提供する放課後子供教室（太陽の広場）は、「地域の子どもは地域で守り、育てる」という理念のもと実施しています。この事業を運営する過程で、地域コミュニティの形成も図ろうとするもので、子どもに関わる地域の諸団

体の方々の協力を得ながら、これまで全ての小学校内で実施してきました。

一方、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）は児童福祉法に定められた、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して行われている事業です。

それぞれの事業の目的は異なるものですが、両制度の違いを認識しつつ、特色を生かしながら整備を進めます。現時点では、施設確保の状況や実施回数に差が生じているため、今後は各地域の実情に応じた方法により、全市的なレベルアップを目指します。

また、平成 27 年 4 月開校の千里丘北小学校においてもできるだけ早期に実施できるよう整備を進めます。

ウ 一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で一体型として、両者が連携して実施します。

（数値目標：全 36 小学校）

（単位：校）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
（ア）留守家庭児童育成室	36	36	36	36	36
（イ）太陽の広場	36	36	36	36	36
（ウ）一体型実施	36	36	36	36	36

エ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

留守家庭児童育成室と太陽の広場が連携して事業を実施・運営するよう運営委員会を設置し、共通プログラムや本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討します。

また、留守家庭児童育成室と太陽の広場のスタッフが、児童に提供する多様な体験や活動に連携して取り組みます。

オ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）への活用に関する具体的な方策

小学校の施設の活用にあたっては、留守家庭児童育成室と太陽の広場の管理運営上の責任体制を明確化し、余裕教室の一層の活用と、放課後に学校教育には使用していない施設の一時借用を推進するよう、こども部と教育委員会事務局による学校施設の活用方策を検討する会議を設けます。

カ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

関係者の密接な連携を図りながら、本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討するため、こども部、教育委員会事務局、学校、地域教育協議会、保護者等を構成員とする運営委

員会を設置します。

- キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の開所時間の延長に係る取組み
就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、保護者ニーズに基づく時間延長を早期に実施します。

